

掛川市規則第26号

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を改正する。

第20条第2項第9号を第10号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 勤務時間条例第18条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第22条第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の190」を「100分の210」に改める。

別表第1中

「

行政職給料表	理事、部長、危機管理監、南部行政事務局長、会計管理者、参与、教育次長、消防長、議会事務局長、次長、消防次長、課長、支所長、事務局長、参事、健康統括官、図書館長又は消防署長の職務の者	100分の15
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------	---------

」

を

「

行政職給料表	理事、部長、危機管理監、南部行政事務局長、会計管理者、参与、消防長、議会事務局長、次長、消防次長、課長、支所長、事務局長、参事、健康統括官、図書館長又は消防署長の職務の者	100分の15
--------	---------------------------------------------------------------------------------------	---------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。